

誓約事項

このたびのフードビジネス生産性改善のための現状分析・コンサルティングを通じた調査への参画に当たり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 宮崎県内に本社または事業所（工場）を置く者。
- (2) <別紙 1>宮崎県フードビジネス生産性向上モデル事業における研修・指導内容に記載のある内容及び受講体制を遵守する事業者であること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- (6) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野俊嗣 様

住 所

事業者名

代表者氏名

印